

新潟県ソフトボール協会会則

新潟県ソフトボール協会

目 次

新潟県ソフトボール協会会則

第1章 総則	1
第1条 (名 称)	1
第2条 (事務所)	1
第2章 目的及び事業	1
第3条 (目 的)	1
第4条 (事 業)	1
第3章 組織	1
第5条 (組 織)	1
第4章 役員	1
第6条 (役 員)	1
第7条 (役員の選出)	1
第8条 (役員の任務)	2
第9条 (役員の任期)	2
第5章 会議	2
第10条 (評議員会)	2
第11条 (理事会)	2
第12条 (定足数)	2
第13条 (議 決)	2
第14条 (議 長)	2
第6章 加盟及び退会	2
第15条 (加 盟)	2
第16条 (退 会)	2
第7章 会計	3
第17条 (経 費)	3
第18条 (負担金)	3
第19条 (会計年度)	3
第8章 事務局	3
第20条 (事務局)	3
第9章 付則	3
第21条 (顧問及び参与)	3
第22条 (細則への委任)	3
第23条 (表 彰)	3
第24条 (上部団体への加入)	3
第25条 (会則の変更)	3
第26条 (施行期日)	3

新潟県ソフトボール協会表彰規定	4
第1条（根 拠）	4
第2条（目 的）	4
第3条（表彰の種類）	4
第4条（表彰の方法）	4
第5条（被表彰者の選考）	4
第6条（上部団体への推薦）	4
第7条（内規への委任）	4
第8条（規定の変更）	4
新潟県ソフトボール協会表彰規定内規	5
被表彰者の基準	5
被表彰者の推薦	5
表彰期日	5
新潟県ソフトボール協会運営細則	6
1, 目的	6
2, 加盟団体及び会員	6
3, 理事の選出	6
4, 委員会	6
5, 登録	6
6, 負担金	7
7, 事務局	7
8, 上部団体の役員	7
9, 細則の変更	7
10, 施行日	7
新潟県ソフトボール協会運営細則の申し合わせ事項	8
1, 理事の選出	8
2, 支部代表者会	8
3, その他	8

第3号議案 新潟県ソフトボール協会会則及び表彰規定等の一部改正について

改正後	改正前
<u>新潟県ソフトボール協会会則</u> (役員) 第6条 本会に次の役員をおく。 (1) 理事 35～50名 (2) 監事 2名 2. 理事のうち1名を会長とし代表理事とする。 3. 会長以外の理事のうち、支部数以下の数の理事を副会長とする。 4. 会長及び副会長以外の理事のうち1名を理事長、4名以内を副理事長、8名以内を常務理事とする。	<u>新潟県ソフトボール協会会則</u> (役員) 第6条 本会に次の役員をおく。 会長 1名 副会長 若干名 理事 35～45名 監事 2名
(理事会) 第11条 理事会は、すべての理事をもって構成し、年1回以上必要に応じて開催するものとし、会長が招集する。	(理事会) 第11条 理事会は、年1回以上必要に応じて開催するものとし、理事長が招集する。
(顧問及び参与) 第21条 本会に名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。 2. 名誉会長、顧問及び参与は、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。 3. 名誉会長は、本協会の重要事項について会長に意見を述べることができる。顧問は、会長の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応じる。	(顧問及び参与) 第21条 本会に顧問及び参与をおくことができる。 2. 顧問及び参与は、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。 3. 顧問は、会長の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応じる。
(施行期日) 4. 本会則は、一部を改正し、平成27年1月1日から施行する。	

改正後	改正前
<u>新潟県ソフトボール協会表彰規定</u> (根拠) 第1条 この規定は、新潟県ソフトボール協会会則第23条により定める。 平成27年1月1日から施行（一部変更）	<u>新潟県ソフトボール協会表彰規定</u> (根拠) 第1条 この規定は、新潟県ソフトボール協会会則第22条により定める。
<u>新潟県ソフトボール協会表彰規定内規</u> 被表彰者の推薦 表彰規定第5条の規定による被表彰者の推薦は、協会所定の様式により行うものとする。 2. 被表彰者の推薦は、毎年12月末日までに協会に提出するものとする。	<u>新潟県ソフトボール協会表彰規程内規</u> 被表彰者の推薦 表彰規程第5条の規定による被表彰者の推薦は、協会所定の様式により行うものとする。 2. 被表彰者の推薦は、毎年2月末日までに協会に提出するものとする。
平成27年1月1日実施	

第3号議案 新潟県ソフトボール協会会則の改正について
下記のとおり改正する。

改正前

(上部団体への加盟)

第24条

3, 公益財団法人新潟県体育協会に加盟する。

改正後

(上部団体への加盟)

第24条

3, 公益財団法人新潟県スポーツ協会に加盟する。

(施行期日)

第26条

5, 本会則は、一部を改正し、令和2年1月1日から施行する。